

第 1 章 総則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、岸和田市貝塚市清掃施設組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する市)

第 2 条 組合は、岸和田市及び貝塚市（以下「関係市」という。）をもつて組織する。

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 組合は、じん芥処理場の設置及び管理並びにじん芥処理（じん芥の収集及び運搬に関する事務を除く。）に関する事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、岸和田市岸之浦町 1 番地の 2 に置く。

第 2 章 組合の議会

(議会の組織及び議員の選任の方法等)

第 5 条 組合に議会を置く。

- 2 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、14 人とし、関係市の議会において、当該関係市の議会の議員のうちから、岸和田市にあつては、8 人、貝塚市にあつては、6 人を選挙する。
- 3 管理者は、組合議員が欠け、又はすべてなくなつたときは、その旨関係市の議会の議長に通知しなければならない。
- 4 関係市の議会の議長は、前項の通知を受けたときは、直ちに当該通知に係る組合議員を選挙しなければならない。
- 5 関係市の議会の議長は、組合議員の選挙が終つたときは直ちにその結果を管理者に通知しなければならない。
- 6 組合議員の任期は関係市の議会の議員としての任期による。

(議長及び副議長)

第 6 条 組合の議会は組合議員のうちから議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない。

- 2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

第 3 章 組合の執行機関

(執行機関の組織及び選任の方法等)

第 7 条 組合に管理者を置く。

- 2 管理者は、組合議会において関係市の長のうちから選挙する。
- 3 組合に副管理者及び会計管理者各 1 人を置く。

- 4 副管理者は、管理者とならなかつた関係市の長をもつて充てる。
- 5 管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、副管理者がその職務を代理する。
- 6 会計管理者は、管理者の属する市の会計管理者をもつて充てる。

第8条 管理者及び副管理者の任期は、関係市の長としての任期による。

- 2 会計管理者は、会計管理者の属する市の長が管理者でなくなつたときは、その身分を失う。ただし、後任の管理者が就任するまでの間はその職務を行うものとする。

第9条 組合に職員を置き、管理者がこれを任免する。

(監査委員の組織及び選任の方法等)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項に規定する識見を有する者(以下「識見を有する者」という。)及び組合議員のうちから各1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。

第4章 組合の経費

(組合の経費の支弁の方法)

第11条 組合の経費は、関係市の分賦金その他の収入をもつて支弁する。

- 2 前項の関係市の分賦金の負担割合は、次のとおりとする。
 - 均等割 10分の2
 - 人口割 10分の8
- 3 前項の人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

附 則

- 1 この規約は、大阪府知事の許可のあつた日から施行する。
- 2 この規約により、最初の管理者が選挙されるまでの間、管理者の職務は岸和田市長が行なうものとする。

附 則(昭和45年3月31日許可)

この規約は、大阪府知事の許可があつた日から施行する。

附 則(昭和50年10月31日許可)

この規約は、大阪府知事の許可があつた日から施行する。

附 則(昭和55年7月15日許可)

この規約は、大阪府知事の許可のあつた日から施行する。

附 則(平成18年1月30日許可)

この規約は、大阪府知事の許可のあつた日から施行する。

附 則(平成19年3月5日許可)

この規約は、大阪府知事の許可のあつた日から施行する。ただし、第4条、第7条、第8条及び第9条の変更規定については、平成19年4月1日から施行する。